

鞠智城の建物跡について

小西龍三郎（元九州造形短期大学教授）



図1 鞠智城跡全体配置図

はじめに

鞠智城跡は大宰府から約 70 km 南に位置し、有明海に注ぐ菊池川の支流である狭間川と木野川に挟まれた標高 100m～168m の台地に築城された古代山城である。

昭和 42 年の第 1 次調査から現在まで長者原を中心に 72 棟の建物跡が発掘されており、周辺の土塁線に沿って、3 箇所に石造の門礎跡が発見されている。今回は主に 72 棟の建物群について鞠智城と同じ古代において建てられた建物の文献資料や発掘資料との比較を行い、

その構造、用途、及び建物間の関係について考察を行う。同じ時代に存続した大野城の建物跡と比較し、建物の編年を試みることで、築城から文武二（698）年の繕治の時期、天安二（858）年の不動倉十一宇の火災をへて 9 世紀末を最後に文献に記録されなくなるまでの鞠智城の建物跡について考察を行った。

第1章 鞠智城跡の建物跡

1 文献に見える鞠智城の建物

鞠智城は『続日本紀』文武天皇二（698）年五月の条に大野城・基肆城とともに大宰府によって繕治されたことが記載され、その後 160 年の空白期間があつて、『文徳実録』天安二（858）年の条に菊池城院の「兵庫」や「不動倉」としての記載があり、『三代実録』貞觀十七（875）年の条には「郡倉舎の葺草」の記載があるが、『三代実録』元慶 3 年（879 年）の条の「兵庫」の記載をもつて鞠智城は歴史の舞台から姿を消している。

これらの文献に記載された鞠智城の建物の名称としては「兵庫」、「不動倉」、「倉舎」が挙げられる。

698	文武二年	大宰府をして大野・基肆・鞠智の三城を繕い治めしむ	続日本紀
858	天安二年	菊池城院の <u>兵庫</u> の鼓自ら鳴る。（二月二十四日）又鳴る。（二十五日） 菊池城院の <u>兵庫</u> の鼓自ら鳴る。同城 <u>不動倉</u> 十一宇火。（六月廿日）	文徳実録
875	貞觀十七年	群鳥数百、菊池 <u>郡倉舎</u> の葺草をかみ抜く。（六月廿日）	三代実録
879	元慶三年	肥後国菊池郡城境 <u>兵庫</u> の戸自ら鳴る。（三月十六日）	三代実録

2 発掘された鞠智城の建物

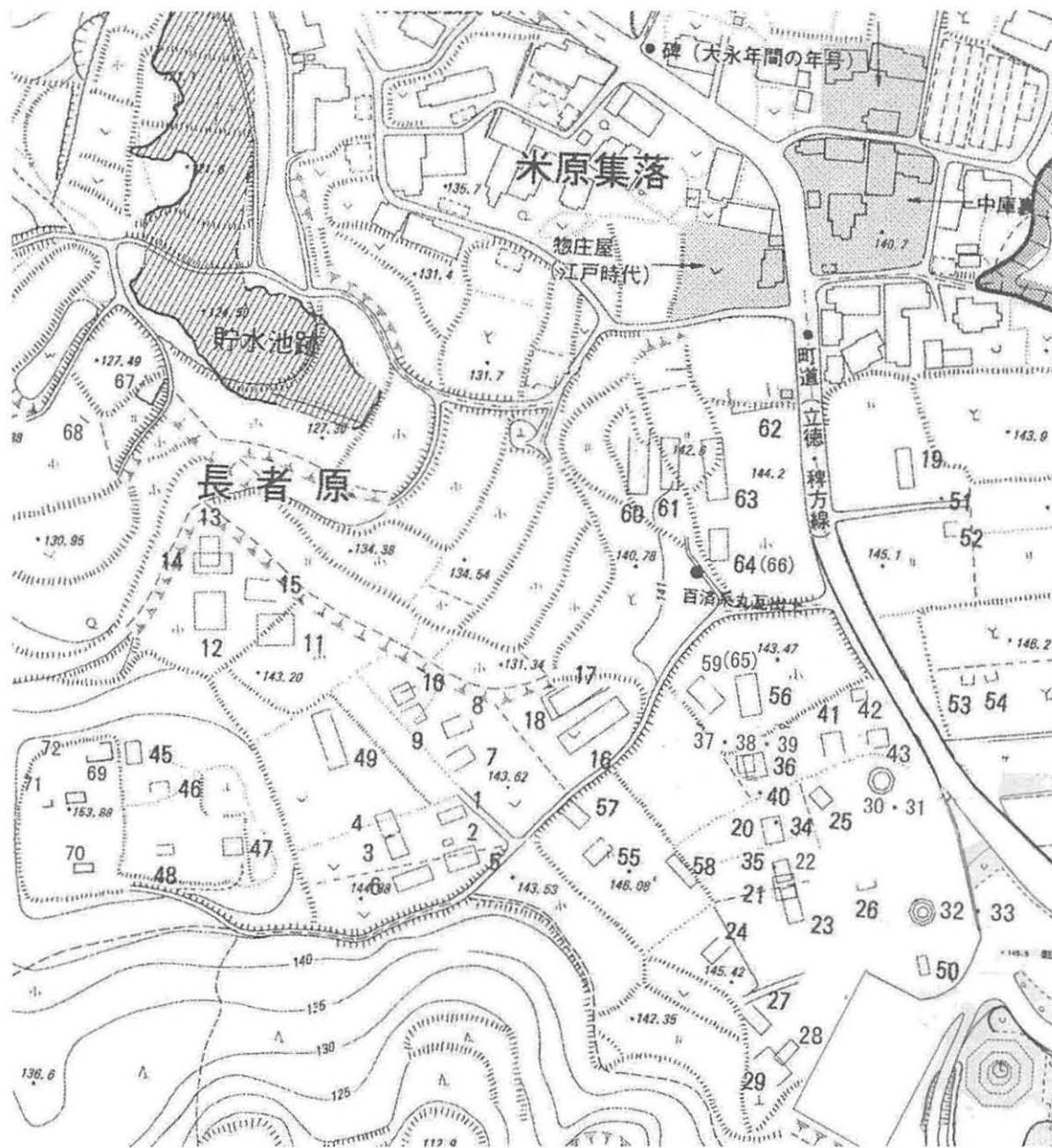


図2 鞠智城跡発掘建物配置図

図2に昭和42年の第1次調査から現在まで発掘された72棟の建物跡の配置を示した。

図3では全体配置図のほぼ中央、1号建物から10号建物及び49号建物の平面を示した。

1号から10号は地面に穴を掘って柱を立てる掘立建物で、柱の部分を見ると柱のあった位置を示す柱穴と柱を埋める際に掘った堀形の二重の線が見える。

49号は基壇の上に礎石を据え、その上に柱を立てる総柱礎石建物である。

また、1号、5号、49号は建物の内部にも柱が列をなしている総柱建物なのに対し、その他の建物は建物の周辺のみに柱を立て、内部には柱を立てない側柱建物である。

古代では一般的に、側柱建物の床は土間か低床の建物で、総柱は高床式建物と考えられる。

また1号と5号、6号と3号、7号と8号、9号と10号の掘立建物は近接しており、類似する形状をしている。掘立建物は柱の根腐のため耐用年数は15~25年と考えられる。

したがって鞠智城のなかで同様の機能を継続させるには建物の建て替えが必要であり、上記のセットの建物にはいずれかの建物が耐用を過ぎた後に取り壊し、改めて建て替えた関係があると考えられる。

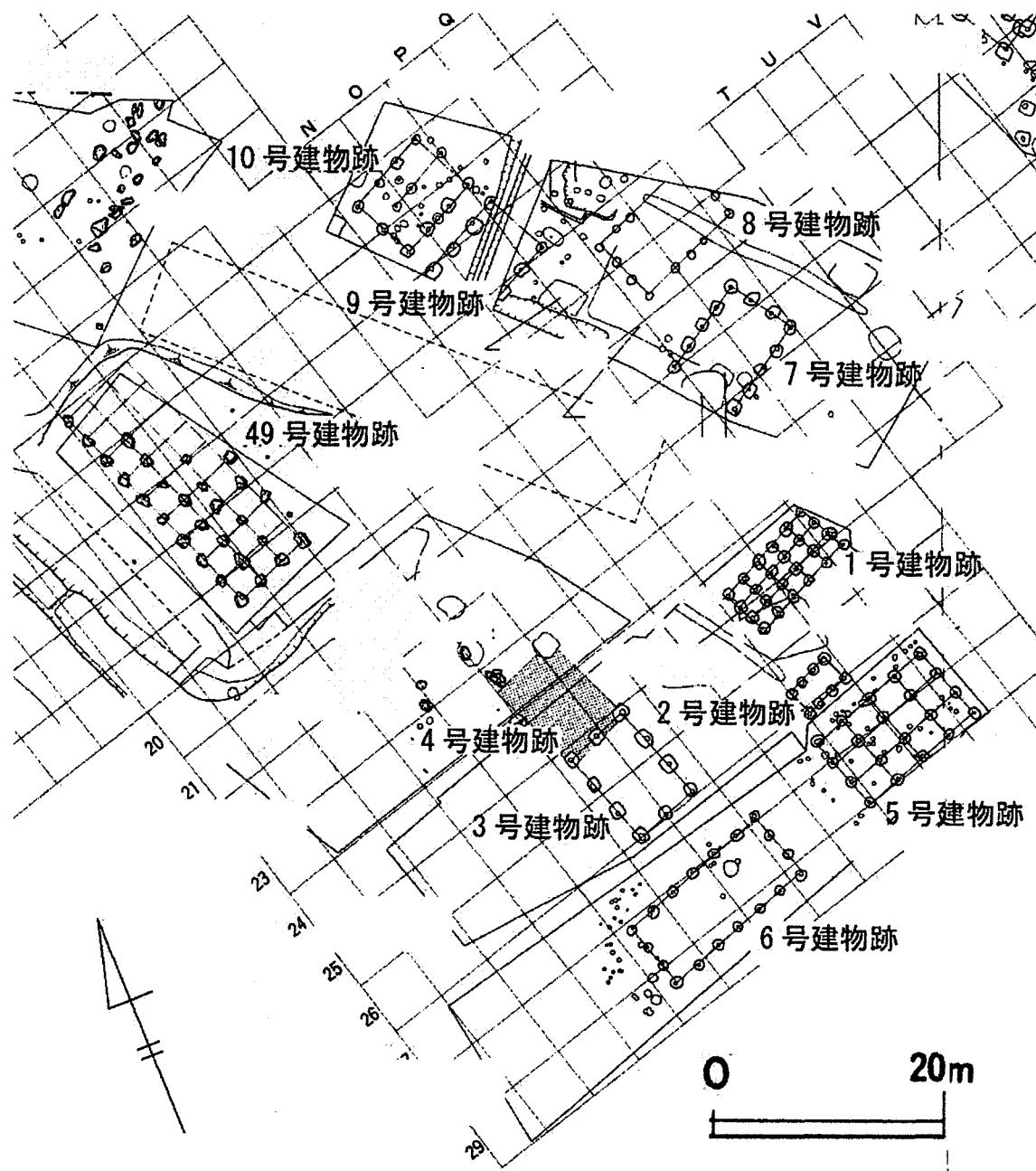


図3 1号~10号、49号建物

図4に11号から15号の建物跡を示した。11号は、6間×5間の側柱部分は掘立で、内部の4間×3間は礎石があり、掘立と礎石の2つの構法が同一建物に使われている礎石・掘立併用建物である。柱穴の堀形は大きく $1.7m \times 1.7m$ を測る。

建物の周囲が土間か低床（縁状のもの）で、内部の4間×3間が高床である建物が想定される。

12号は11号と並列しており、11号と同様に側柱は掘立柱で内部の柱は礎石建ちである。掘立柱の堀形が方形で大きく方形で、細かな版築で固められており、礎石の地業穴も細かな版築で固められていた。

13号は12号と南北に並列している総柱の掘立柱建物で、堀形は大きく方形で、10層の版築で固められていた。柱の抜き取り跡は無い。

14号・15号は側柱の掘立柱建物である。柱の堀形は丸く大きさも1m程度で11号～13号と比較すると小さい。14号・15号とも柱の抜き取り跡がある。

11号、12号、13号の建物はいずれも総柱で、大きな方形の堀形や、版築による丁寧な地業が共通して行われており、鞠智城で重要な意味を持つ建物群と考えられる。

11号と12号、14号と15号は東西方向の主軸がずれており、建て替えに伴う建築時期の前後関係が考えられる。また14号と13号は遺構の切合い関係があり、14号が13号に先行する。

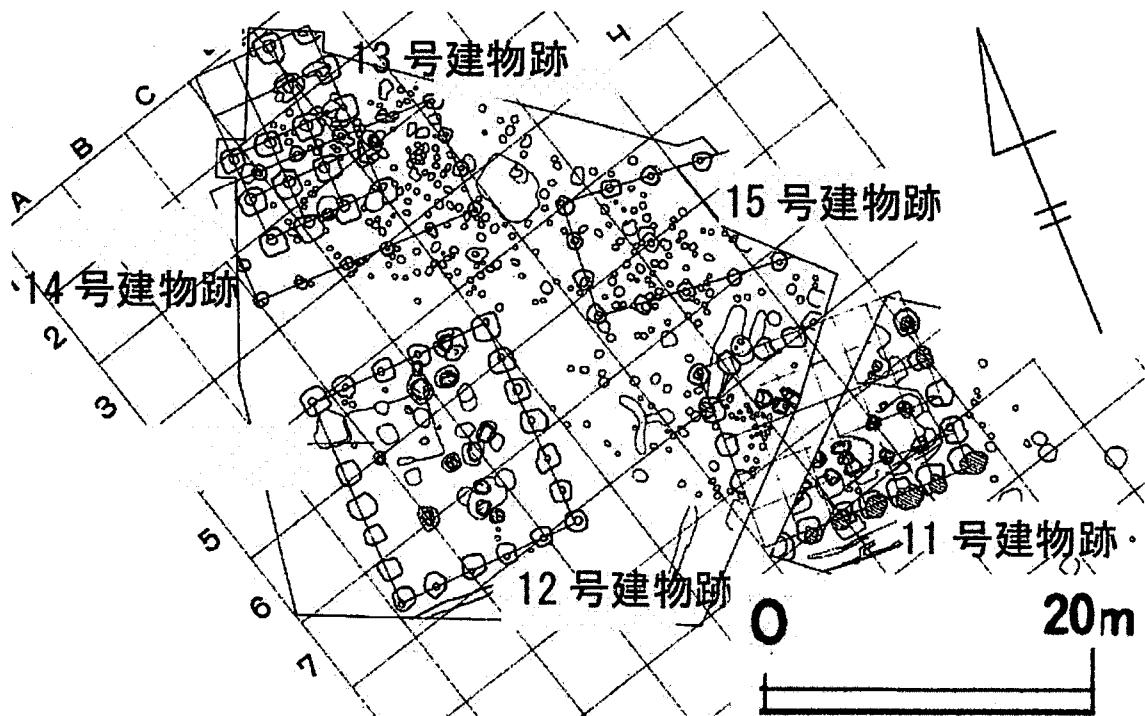


図4 11号～15号建物

図5に長者原の東側の微高地形で発掘された20号～23号、25号、30号～35号を示した。

20号～23号建物は総柱・礎石建物である。20号と21号、22号と23号は平行の方位が一致しておりそれがセットの建物群と考えられる。また、22号と23号は21号の下層にあり、22・23号の後に20・21号が建てられたことが明らかになった。また21号の西側から布目瓦の堆積が見られた。更に20号・21号・23号の礎石から火災の痕跡が見られた。したがって23号の火災の後に建てられた21号が再び火災にあったことがわかる。

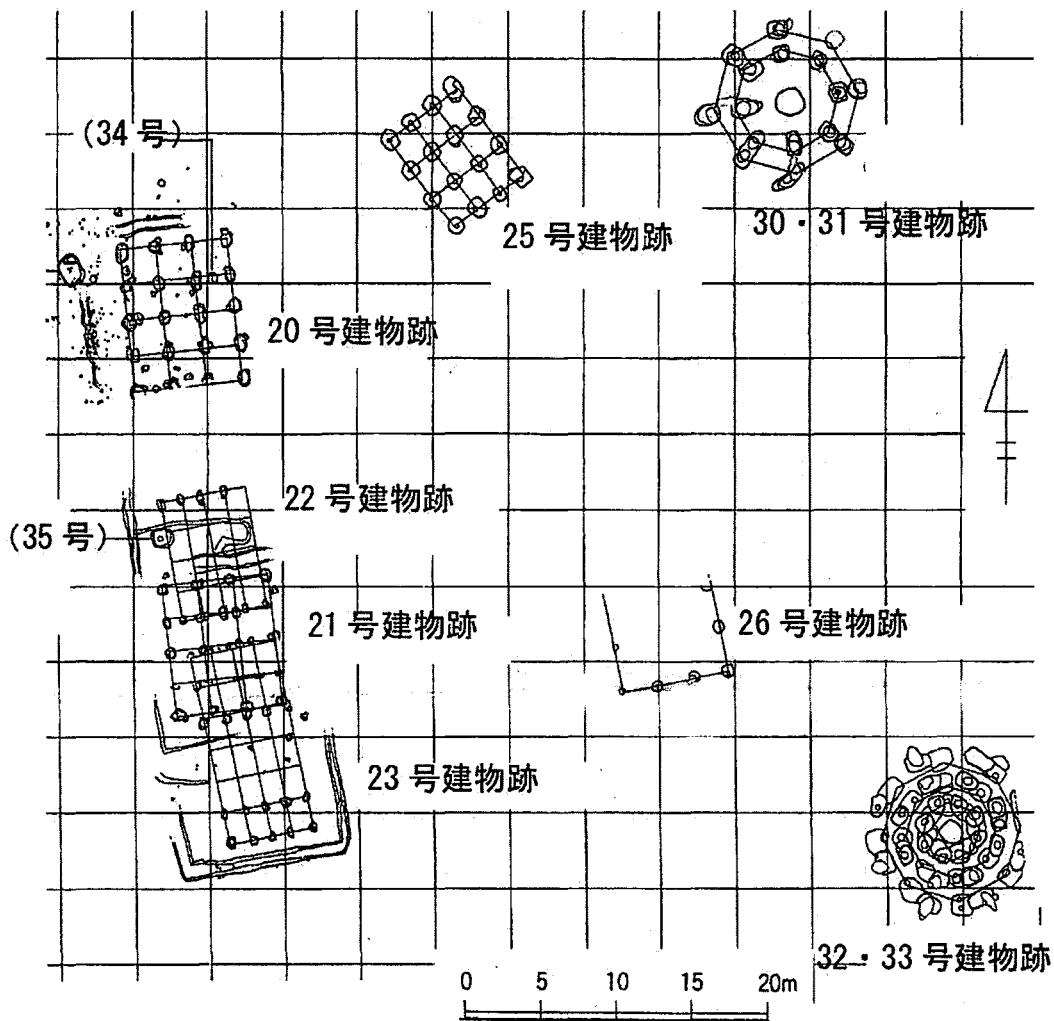


図5 20号～23号、25号、30号～35号発掘建物

30・31号建物は外径が直径9.6mの八角形建物である。最初に立てられた掘立・八角形の31号建物の堀形を利用して礎石・八角形の30号が建てられた。中心部の心柱の堀形は浅く、建物の荷重が掛からないような構造が想定できる。また31号建物の柱の引き抜き跡が無いことから、31号建物の柱根を埋めたまま上部の柱を除去して礎石地業を行っていることから、31号建物が建ってから期間をおかずには31号建物の上部が焼失し、建て直しが行われたことが想定される。近くにあった20・21・23が火災によって焼失した痕跡を持つことからも、火災等による30号建物の焼失が31号→30号建替えの原因であったとも考えられる。

32・33号建物はいずれも掘立柱・八角形建物で外径は9.8mを測る。

前身建物の32号の跡に、中心を動かさずに反時計回りに23.5度回転させた位置に新たに掘立柱・八角形建物の33号が建てられている。柱穴の埋土の差異が32号と33号に殆ど見られないことから、30・31号八角形建物と同様に、32号と33号建物の建造時期は近いと考えられる。

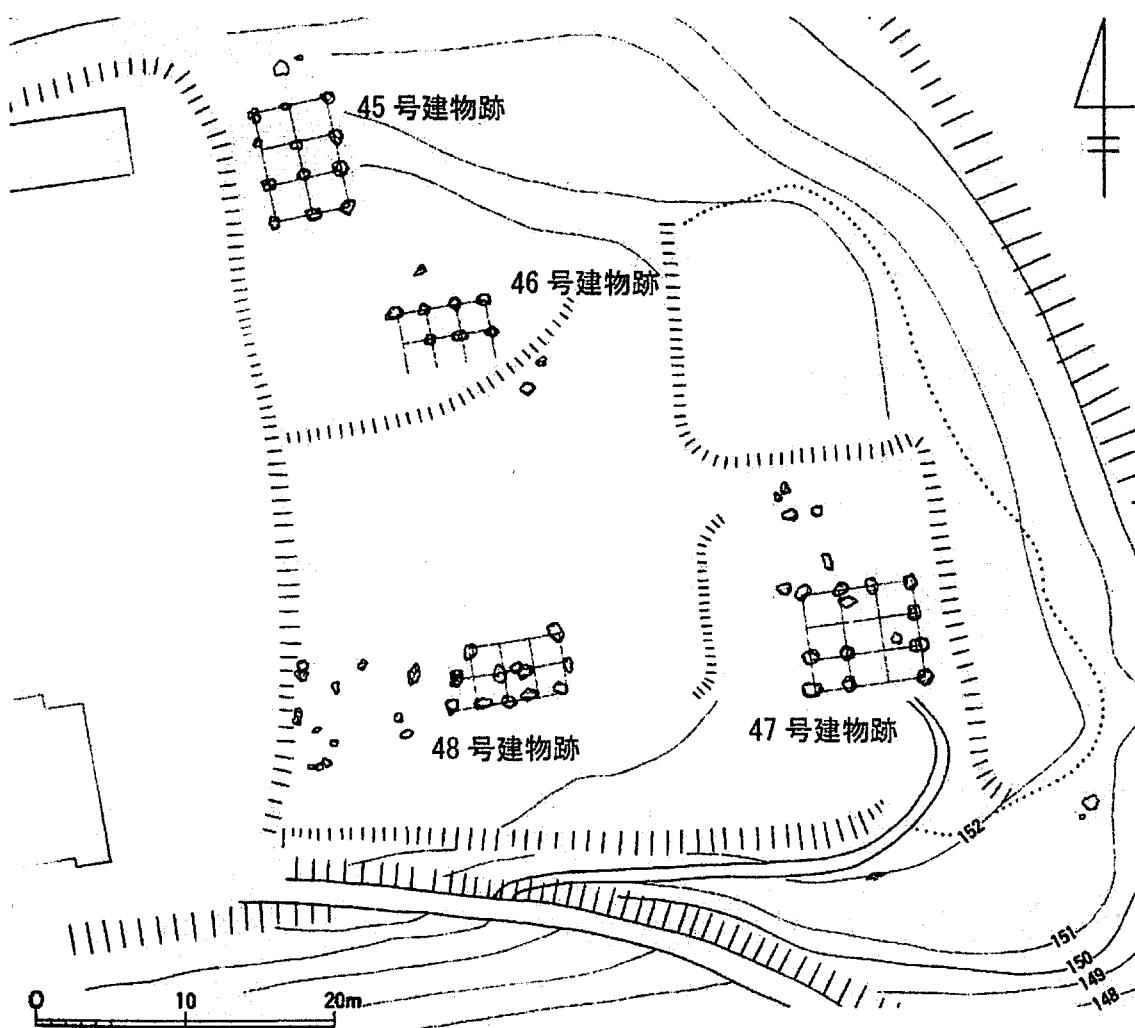


図6 長者山の45号～48号建物

図6は長者山に建つ45号～48号の総柱・礎石建物群跡である。いずれも平行方位が一致することから高床倉庫群が想定される。

表1・2・3に鞠智城跡で発掘された72棟の建物跡の総柱建物と側柱建物のうち、構造形式、規模、主軸方向等が確認できる建物を総覧した。総柱建物が21棟、側柱建物13棟、八角形建物4棟、合計38棟である。このうち総柱建物は米を貯蔵する高床倉庫と考えられる。また「倉庫令」 倉於高燥処置条によると倉庫は乾燥した処に設置し。周囲に池渠を開き、倉の周囲半径50丈以内に館舎を置いてはならないと規定されており、長者原に建つ側柱建物の多くも倉庫として利用されていたことも考えられる。

建物号数	桁行	梁間	礎石・掘立	総柱 側柱	桁行 (m)	梁間 (m)	主軸 N±	桁行/梁間 (長/広)	床面積 (m ²)	
1	5	3	掘立	総柱	10.0	4.5	64	2.2	45	
5	4	3	掘立	総柱	12.0	6.9	74	1.7	82.8	
11	6	5	礎石・掘立	総柱	12.6	11.0	90	1.1	138.6	
12	6	5	礎石・掘立	総柱	13.2	11.5	0	1.1	151.8	
13	4	3	掘立	総柱	10.8	7.5	0	1.4	81	
20	4	3	礎石	総柱	9.6	7.2	-6	1.3	69.1	
21	4	3	礎石	総柱	8.8	7.2	-6	1.2	63.4	
22	4	4	礎石	総柱	8.0	5.8	-11	1.4	46.4	
23	6	4	礎石	総柱	12.6	5.8	-11	2.2	73.1	
25	3	3	掘立	総柱	7.2	5.7	-45	1.3	41.0	
29	(3)	6	礎石・掘立	総柱	(6.9)	12.9	50	(0.5)	(89.0)	
36	4	3	礎石	総柱	9.2	7.5	-9	1.2	69	
38	(3)	3	掘立	総柱	(5.7)	6.0	-6	(1.0)	(34.2)	
40	5	(2)	掘立	総柱	15.0	(6.0)	-12	(2.5)	(90.0)	
42	(3)	(2)	掘立	総柱	(6.0)	(4.4)	-8	(1.4)	(26.4)	
43	(3)	(3)	掘立	総柱	(7.5)	(7.5)	-8	(1.0)	(56.3)	
45	3	2	礎石	総柱	7.5	5.0	-12	1.5	37.5	
46	—	3	礎石	総柱	—	6.6	-10			
47	3	3	礎石	総柱	7.5	6.9	-82	1.1	51.8	
49	9	3	礎石	総柱	21.6	7.2	-30	3.0	155.5	
50	5	2	礎石	総柱	8.25	3.9	-15	2.1	32.2	
52	(1)	(2)	掘立	総柱	(4.5)	(6.0)	-80	(0.8)	(27.0)	
53	(1)	2	掘立	総柱	(3.3)	4.6	3	(0.7)	(15.2)	
54	(1)	2	掘立	総柱	(3.0)	4.4	-10	(0.7)	(13.2)	
56	6	3	礎石	総柱	14.2	8.0	-12	1.8	113.6	
59	4	3	礎石	総柱	9.0	5.85	-33	1.5	52.7	
64	3	3	礎石	総柱	8.0	8.0	-80	1.0	64	
65	(3)	(3)	礎石	総柱	6.8	4.5	-31	1.5	30.6	
66	(4)	(3)	礎石	総柱	—	—	3			
67	4	3	礎石	総柱	9.0	6.75	20	1.3	60.8	
69	(4)	(2)	掘立	総柱	(7.8)	(3.6)	-89	2.2	(28.1)	
70	(3)	(2)	掘立	総柱	(5.85)	(3.9)	-88	1.5	(3.3)	
72	4	3	礎石	総柱	8.4	6.3	-88	1.3	52.92	

表1 鞠智城跡の総柱建物

建 物 番 号	桁 行	梁 間	礎石 掘立	総柱 側柱	桁行	梁間	主 軸 N±	桁行/ 梁間 (長/ 広)	床面 積 (m ²)
2	3	1	掘立	側柱	4.2	2.4	70	1.8	10.1
3	3	2	掘立	側柱	9.0	6.0	-20	1.5	54
6	6	3	掘立	側柱	16.4	6.0	72	2.7	98.4
7	(4)	3	掘立	側柱	(8.4)	6.3	55	(1.3)	(52.9)
8	6	3	掘立	側柱	10.2	6.0	67	1.7	61.2
9	(3)	2	掘立	側柱	(7.5)	6.0	67	(1.3)	(45)
10	3	2	掘立	側柱	7.5	6.0	67	1.3	45
14	5	3	掘立	側柱	14.5	7.2	90	2.0	104.4
15	(4)	3	掘立	側柱	(11.6)	7.2	-84	(1.6)	(83.5)
16	10	3	掘立	側柱	26.6	7.8	53	3.4	207.5
17	(6)	3	掘立	側柱	(13.25)	7.2	53	(1.8)	(95.4)
18	(7)	3	掘立	側柱	(20.8)	8.1	60	(2.6)	(168.5)
19	5	1	掘立	側柱	15.0	6.3	0	2.4	94.5
24	(4)	1	掘立	側柱	(10.2)	5.7	49	(1.8)	(58.1)
26	(2)	3	掘立	側柱	(6.0)	7.2	-12	(0.8)	(43.2)
27	(4)	1	掘立	側柱	(10.0)	5.7	-48	(1.8)	(57)
28	5	2	掘立	側柱	9.0	4.2	47	2.1	37.8
41	(3)	2	掘立	側柱	(9.0)	7.0	-8	(1.3)	(63)
55	4	2	掘立	側柱	9.6	6.0	45	1.6	57.6
57	6	2	掘立	側柱	10.2	5.7	-50	1.8	58.1
58	5	(1)	掘立	側柱	13.5	(4.2)	-46	(3.2)	(56.7)
60	8	3	掘立	側柱	21.6	7.2	0	3.0	155.5
61	7	3	掘立	側柱	16.8	6.3	0	2.7	105.8
62	(6)	(1)	掘立	側柱	(14.4)	(2.4)	79	6.0	34.6
63	7	3	掘立	側柱	21.0	7.2	-11	2.9	151.2

表2 鞠智城跡の側柱建物

建物号数	柱列	礎石掘立	総柱側柱	外径(m)	外径(寸)
30	2重	礎石	総柱	9.6	316.8
31	2重	掘立	総柱	9.6	316.8
32	3重	掘立	総柱	9.2	303.6
33	3重	掘立	総柱	9.8	323.4

表3 鞠智城跡の八角建物

第2章 古代の倉

鞠智城は7世紀後半から9世紀にかけて存在したと伝えられるが、鞠智城が文献に最初に顯れる『続日本紀』文武天皇二(698)年五月の条では「城」として記載されている。その後160年の空白期間を経ると、『文徳実録』天安二(858)年の条に「菊池城院」としての記載があり、『三代実録』貞觀十七(875)年の条には「郡倉舎」と記載され、『三代実録』元慶3年(879年)の条では「郡城境の兵庫」と記載されている。鞠智城の古代社会における役割は、7世紀末は城であったものが、時代が下がるにつれて郡衛・郡倉の役割に変化したと考えられる。また、鞠智城の長者原で発掘された建物は、そのほとんどが倉庫であったと考えられる。古代の倉庫の用途や構造について、『和泉監正税帳』に8世紀前期の倉庫の用途・形状が記述されている。

1 『和泉監正税帳』に見られる古代の建物の形状・構造・用途

8世紀の倉の用途や形、構造を示した文献として『和泉監正税帳』がある。

今の大坂府の泉南と呼ばれる和泉監(後の和泉国)の天平九(737)年の会計報告である『和泉監正税帳』の中に建物の用途・形式が記述されている。

表4 和泉監正税帳に記載された建物

no	国名年代	郡	用途	倉名称	倉長 (m)	倉広 (m)	塞長 (m)	塞広 (m)	倉高 (m)	委高 (m)	収納量 (斛)	収納量 (束)	底敷 穀稻	面積 (m ²)
1	和泉 737	大鳥	不動	東第壱板倉	5.1	4.8	1.5	1.2	3.2	3.1	810		有	22.3
2			動用	東第式板倉	5.2	4.4	1.6	1.3	3.2	2.9	728		無	20.7
3			動用	東第參板倉	5.7	4.5	1.7	1.0	3.6	3.1	974		無	24.0
4				東第肆板倉	5.1	3.6			2.8				空	18.5
5	和泉	和泉	動用	南院北第壱法倉	21.6	6.3	2.1	1.6	4.4	2.7	4422		無	132.8
6			不動	西第壱板倉	7.9	5.8	2.0	1.4	3.9	3.2	1670		有	43.4
7				西第式板倉	5.7	5.1			2.7				2700	29.1
8			不動	南第壱板倉	8.1	5.9	2.0	1.7	4.1	3.5	2000		有	44.0
9			不動	南第參板倉	6.8	5.3	1.9	1.2	3.7	3.2	1450		有	34.0
10				東第壱丸木倉	4.0	4.3			1.8				空	17.2
11				東第式丸木倉	4.4	3.4			1.8				空	14.9
12				東第參丸木倉	4.2	3.6			1.9				空	15.1
13				東第肆丸木倉	3.4	3.8			1.8				空	12.8
14				西彥屋	14.1	5.0			3.2				6482	70.6
15				西第式屋	13.8	5.1			3.0				1289	70.4
16				南院北屋	12.6	4.9			3.3				6873	61.2
17	日根	日根	不動	南第壱甲倉	4.9	3.7	1.2	1.0	3.0	2.9	550		有	16.8
18				南第式丸木倉	4.1	3.6			2.1				764	14.6
19				南第參丸木倉	5.7	4.8			2.7				2304	27.4
20				南第肆板倉	3.9	3.8			2.3				空	14.6
21				西第壱丸木倉	3.9	3.8			2.3				空	14.6
22				西第式甲倉	5.4	4.8			3.3				1738	25.9
23				北第壱丸木倉	4.2	3.6			2.1				空	15.2
24				北第式丸木倉	5.4	4.7			2.8				2201	25.6
25				北第參板倉	5.6	4.8			3.0				1706	26.8
26			不動	北第肆板倉	5.5	4.8	2.0	1.2	2.8	2.7	816		有	24.0
27			不動	北第伍甲倉	5.4	4.6	1.2	1.2	3.6	3.3	980		無	23.3
28			動用	北第陸法倉	18.0	6.0	2.2	0.7	4.1	2.1	2861		無	106.4
29				東院北第壱丸木倉	3.3	3.0				2.4			空	9.9
30				東院北第式丸木倉	3.8	3.1				2.4			822	11.7
31				東第壱屋	8.4	5.1				3.3			5439	42.8
32				東第式屋									空	

正税帳には正税を保管する建物の不動倉・動用の別、建物の名称・構造、建物の幅と奥行、穀倉における塞の幅・奥行、建物の軒高・収納高、実質容量、収納量（穀倉は斛、穎倉は束で表示）が記録されている。

① 建物の用途・不動倉と動用倉

稻穀を収納した正倉が満載となった後に、国司・郡司による検封作業を経て封印された倉庫を不動倉と呼ぶ。対して通常あるいは非常時の正税の稻穀の出納が行われる倉を動用倉（動倉）と呼ぶ。鞠智城においても天安二（858）年の条に「同城不動倉十一字火」の記述が見られ、不動倉があった。『和泉監正税帳』の建物の不動倉（板倉）

と動倉（板倉）の床面積を比較すると、
不動倉の平均床面積が 34 m²に対し

用途	面積(m ²)	用途	収納量(斛)
不動倉(板倉)	34.2022	不動倉(板倉)	1349.2
不動倉(甲倉)	20.5	動倉(板倉)	851
動倉	22.7985		

動倉の床面積は 22.7 m²と 2/3 程度となる。

表 5 不動倉と動倉の比較

収納量でも不動倉が平均 1349 斛に対し動倉は 851 斛と 62% 程度である。両者を比較すると不動倉は規模が大きく、動倉は小ぶりな建物と考えられる。

② 塞の有無・穀倉と穎倉

図 7 に『和泉監正税帳』（表 4）の 2 番目に記載された「東第二板倉」の高床部分を示した。

板倉の長（桁行）は 174 寸、広（梁行）は 145 寸で左正面中央の四角い凹みが賽である。

古代の米の収納は、穂刈した稻穎をそのまま束で収納する穎倉が中心であったが、対外関係の緊迫化等に伴う大量の備蓄の必要から、穎より容量が小さく貯蔵性もよい穀による貯蔵法として、倉の入口部分に柱の縦溝に横板を落としこむ塞と呼ばれる積込み空間を設け、穀を倉全体でバラ積みできる穀倉が開発され、普及した。

しかしながら、日常的な食糧庫や、春に農民に官稻を貸し付け、秋に三割から五割の利稻とともに回収する出舉を行う倉庫には、稻種が容易に判別可能で、倉からの出し入れが容易な穎倉も利用された。『和泉監正税帳』においても記載された建物のうち 20 棟が穎倉で、11 棟が穀倉である。

② 建物の名称・「板倉」、「法倉」、「丸木倉」、「甲倉」、「屋」

『和泉監正税帳』に記述された建物の名称は、「東第一」等に見られる倉の位置を示す名称と倉の種類を表す「板倉」、「法倉」、「丸木倉」、「甲倉」、「屋」から成っている。

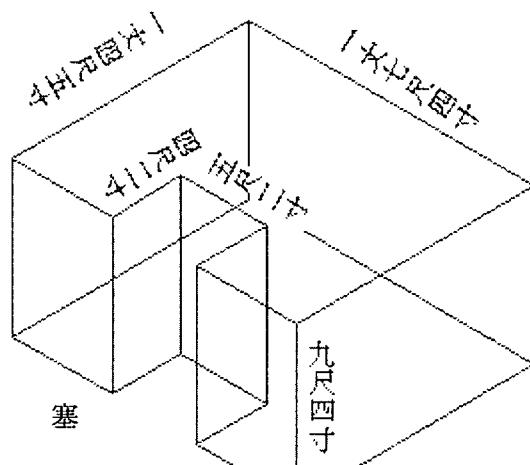


図 7 塞の概念図

- ・「甲倉」は総柱の高床の上に多角形断面のあぜ木を組み合わせて壁を作る構造で、東大寺正倉院に代表される校倉構造の倉である。校倉では、使用するあぜ木の長さによって桁行・梁行が制限するために、桁行・梁行ともに2丈(約6m)を越えるものは少なく、『和泉監正税帳』に記載された2棟の甲倉の平均桁行は5.15m、平均梁行4.2mで平均床面積は21.6 m²、平均収納量は765斛である。
- ・「丸木倉」は、高床の上に丸太を組み合わせて壁を作る構造の倉である。甲倉より初源的な構造で、丸太で作るため内部が凸凹で、隙間も多いため穀倉として使用はできず。全て穎倉である。『和泉監正税帳』に記載された丸太倉10棟のうち6棟が空で、8世紀初めには、甲倉や板倉の普及とともに使用されなくなったとも考えられる。甲倉と同様に桁行・梁行ともに2丈(約6m)を越えるものは少なく、『和泉監正税帳』に記載された丸木倉の平均床面積は16.8 m²で平均収納量は152.3斛(1523束)である。
- ・「板倉」は、大型の穀倉用に開発された構法で、高床の上に縦溝の入った柱を立て、横長の厚板を柱の縦溝に落としこんで壁を作る横羽目板方式の高床倉である。「板倉」は「丸木倉」や「甲倉」のような桁行の制限はなく、桁行き材を継ぎ足すことが可能で、収納量の大きい倉が可能である。『和泉監正税帳』では、全31棟中11棟が板倉であったが、延喜十(910)年『越中国官倉納穀交替帳』に記載された高床倉は殆どが板倉で丸木倉や甲倉(校倉)は記載されていない。すなわち、当初「丸木倉」や「甲倉」で建てられた倉は、容量の制限がなく、大容量の収納を可能にした「板倉」にとって替わられたと考えられる。『和泉監正税帳』に記載された板倉の平均床面積は30.9 m²で平均収納量は1207斛である。
- ・「法倉」は板倉で桁行が長く収納量の多きい長倉を指す。『和泉監正税帳』では平均床面積が122 m²、平均収納量3642斛である。法倉は動用倉で、飢饉や非常時に使われる穀を収納したと考えられる。非常に大きく、律令時代の倉の中でも象徴的な穀倉と思われる。
- ・「屋」は平屋の動用倉で、穎稻を収納した。『和泉監正税帳』では梁行は5m前後であるが桁行は高床の制限がないため約6m~14mのさまざまな長さの「屋」がある。動用倉で、必ずしも満杯状態の収納量の記述でないため、収納量のばらつきは多いが平均約500斛(5013束)である。桁行長が梁行長の2倍を超えるものが多い。床は土間か低床の建物を想定できる。

表6に10世紀初期の『越中國官倉納穀交替帳』に記載された建物を示した。高床倉は全て板倉で、板倉の規模も『和泉監正税帳』の平均床面積は30.9 m²に対し『越中國官倉納穀交替帳』では60.5 m²とほぼ倍の大きさになった。時代が下がるにつれて、板倉の規模が拡大したことがわかる。

越中国官倉納穀交替帳(『石山寺資料叢書』)

no	国名年代	郡	用途	倉名称	倉長 (m)	倉広 (m)	塞長 (m)	塞広 (m)	倉高 (m)	委高 (m)	収納量 (斛)	収納量 (束)	底數	床面積 (m ²)
1														
2	越中	某村 910以降		借西外一倉								2000		
3				借北外一倉								3000		
4				東後二屋								3000		
5				借東後三屋								3000		
6				東後四屋								3000		
7				借西外二屋								3000		
8				借南外西一屋								3201		
9												7500		
10		川上村	不動	東中一板倉	8.5	7.8	1.7	1.4	4.2	4.1	456			
11			不動	西第一板倉	8.7	5.5	2.2	1.5	4.6	4.1	3280		有	66.0
12			不動	西第二板倉	8.4	7.7	2.0	1.2	4.4		3684		有	48.2
13				西第三板倉										64.5
14		某村	不動	北第二板倉	8.5	7.8	2.0	1.2	4.4	4.5	3900			65.7
15					9.1	8.8	2.0	1.4	4.6	4.6	4750		有	80.4
16		某村	不動	西第五板倉	15.0	7.1	1.9	1.4	3.0	3.0	6260			105.8
17				東後外三板倉								482		
18				東後中二板倉								746		
19				東一校屋								538		
20				東中一校屋								831		
21				東後一校屋								787		
22				東後二校屋								1118		
23				東後三校屋								444		
24				東後四校屋								450		
25				東後外一倉								863		
26				東第五屋								610		
27				借東後三校倉									4000	
28				南二屋									3000	
29				借東外五少倉									1460	
30				借東四屋									4000	
31				借東後外二屋									3000	
32				借東五屋									3000	
33				西外一屋									4000	
34				西外二税屋									3000	
35				東三屋									5000	
36		意斐村	東三屋									1520		
37			不動	東後第一板倉	7.9	5.6			3.5		602			44.4
38			不動	東後外第三板倉	14.5	8.3	2.5	1.7	4.9	4.5	6599		有	121.1
39			不動	東第一板倉	5.8	4.9	1.9	1.0	5.4	3.3	1114		有	28.3
40			不動	東第二板倉	5.9	5.4	1.8	1.1	2.9	2.9	1154			32.1
41			不動	東第三板倉	12.2	8.7	2.0	0.9	5.0	3.5	6940		有	105.9
42			不動	東第四板倉	12.0	8.3	2.4	1.4	4.5	4.7	6010		有	100.0
43			不動	南第一板倉	8.4	7.8	2.3	1.5	3.9	4.0	3293			66.0
44			不動	南第二板倉	9.6	8.3	2.2	0.8	6.0	5.9	6023		有	79.2
45			不動	西第二板倉	9.0	7.8	2.3	1.1	5.0	5.1			有	70.7
46			不動	西第五板倉	11.9	7.8	2.5	1.5	5.5		4462			93.1
47			不動	北第二板倉	8.4	7.9	2.0	1.1	4.2	4.2	3666			66.3
48			不動	北第二板倉前第二板倉	7.3	7.3	2.0	1.5	4.8	4.4	2950		有	53.1
49			不動	北外第二板倉	5.0	4.1	1.3	0.7	3.2	3.5	879			20.5
50			不動	西第三板倉	8.3	7.7	2.2	1.4	4.3	4.0	3578			64.3
51			不動	西第六板倉	8.8	7.9	2.2	1.0	4.7	4.5	4080		有	69.9
52			不動	北外後第一板倉	9.4	5.6	2.6	1.4	3.0	3.2	2114		有	51.9
53			不動	北外第一板倉	5.3	5.2			3.4	3.4	1442			27.6
54				東後六屋								192		
55				東後四屋								2000		
56			借東後三倉								3000			
57			借東後外一屋								3000			
58			北外後第二板倉	6.6	5.4			3.5		7000			35.3	
59			東第五板倉	4.4	3.6			3.0					16.0	
60			東第六板倉	4.6	4.2			2.7					19.0	
61			北外第三板倉	7.8	5.7			3.1		11000			44.6	
			東第七屋	12.0	6.9			3.0					82.8	

表 6 越中国官倉納穀交替帳に記述された建物

2 大宝律令等に見られる古代の建物群の配置

大宝律令（たいほうりつりょう）は、大宝元（701）年に制定された日本の律令である。唐の永徽律令（えいきりつけい、651年制定）を参考にしたと考えられている。

大宝律令『倉庫令』の原文は現存しておらず、一部が逸文として残存している。

『倉庫令』復原逸文全16条の第1条に下記記述がある。

○01 （倉於高燥処置条）

倉は、みな高く乾燥した処に於くこと。周囲に池渠〔いけみぞ〕を開くこと。

倉の周囲半径50丈（約150m）以内に館舎を置いてはならない。

（日本思想大系「律令」復元逸文訳（岩波書店）より抜粋）

即ち、倉から半径150m以内に営舎・宿泊施設を置いてはならないという令である。

図8に7世紀前半期から9世紀初めまで御原郡の郡衙であった下高橋遺跡（福岡県三井郡太刀洗町国史跡）の遺構配置図を示す。

郡衙は総柱建物や側柱建物が整然と並ぶ東西150m、南北170mの大溝と築地塀で区画された正倉院と、東西170m、南北175mの大小二本の溝で区画された細長い側柱建物が並ぶ郡庁院が計画的に区画されている。正倉院には東西2列に各5棟の高床倉が並ぶ。1棟の倉は4間×3間で、平均桁行約8m、梁行約6mで高床の板倉と考えられる。

正倉院と郡庁院の中心部の距離を測ると約150mで大宝律令倉庫令の倉と館舎の距離がとられているが、個々の倉と館舎は150mの距離はとられていない。しかしながら下高橋遺跡のような平坦地の郡衙では正倉院と館舎群である郡庁院が渠と塀によって明確に分離されていたことがわかる。山地の郡衙においても、郡庁院と正倉院の遺構が離れた丘陵上に分散する事例が見られる。

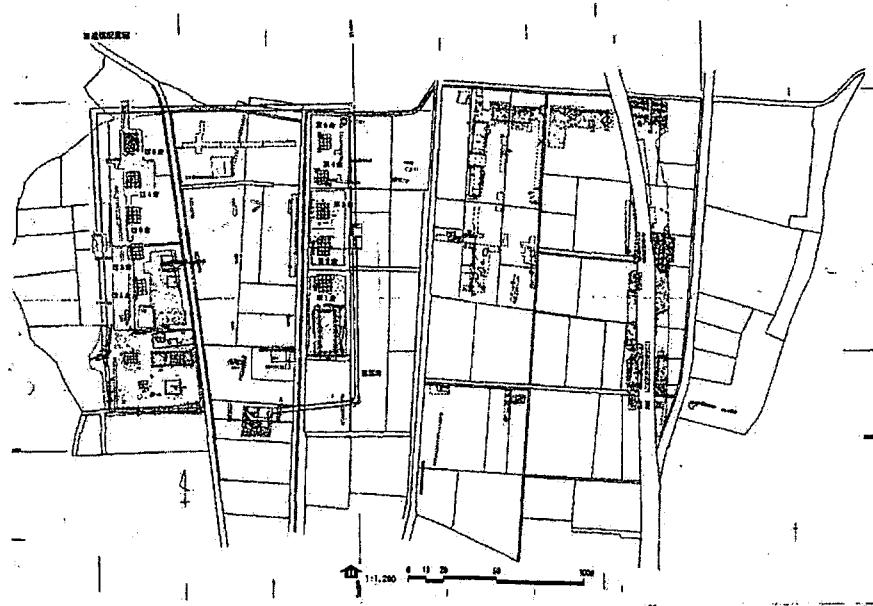


図8 下高橋遺跡遺構配置図

第3章 鞠智城の建物と大野城の建物

1 鞠智城 49号建物

鞠智城の49号(図3)は3間×9間の礎石総柱建物である。桁行21.4m、梁行7.1mを測る。昭和44(1969)年の第4次調査記録によれば、建物部分の地山を掘り下げて30~40cm厚さの版築基壇を設けその上に根固め石を添えずに直接花崗岩の礎石を据え、礎石の下部を版築で固める。柱間は桁行、梁行ともに8尺である。

49号からは布目瓦が出土し、また礎石に火を受けた跡があり、火災で焼失したと考えられる。49号は瓦葺高床長倉と考えられている。

この鞠智城49号と類似する建物が『和泉監正税帳』に記されている。和泉郡南院北第壹法倉は桁行21.6m、梁行6.3mの動用穀倉である。尺で測ると梁間21尺、桁行36尺で、梁間の柱間を7尺、桁行の柱間を8尺と仮定すると3間×9間の建物が想定され、鞠智城49号の規模と一致する。

大野城跡においても鞠智城49号に類似する建物跡がある。主城原地区SB60は3間×8間又は9間の礎石総柱建物である。約70cmの版築基壇の上に礎石を設ける。柱間は桁行256cm(8尺5寸)、梁行240cm(8尺)である。SB60の上層にSB61, SB62跡があるため、桁行は8間までは確認できるが鞠智城49号建物と同様に3間×9間の長倉である可能性が高い。

SB60の北側に建つSB65は下層の掘立側柱建物SB64と同位置に建てられた9間×3間の掘立総柱建物である。注目されるのは、SB65の下層建物であるSB64は3間×7間の掘立側柱建物であるが、柱穴から検出した単弁瓦当の製作年代が天智四(665)年から天智九(670)の間に想定され、少なくとも7世紀後半代と考えられる点である。

掘立柱建物の耐久年数を20~30年とすれば、

SB64の後に建てられたSB65の建築時期は、

続日本書記の記録にある「大宰府をして大

野・基肆・鞠智の三城を繕い治めしむ」文武二(698)年頃と大きな隔たりはないと考えられる。

またSB65の下層にあるSB64は掘立側柱であるが掘立柱の堀方は大きく深く、丁寧に建設されている。

また単弁の完形瓦当が検出されており、軒丸瓦を葺いた大規模な建物で、白江村の敗戦以降の緊張した海外事情から築城された大野城に防衛指揮をとる營舎として建造されたと推測される。

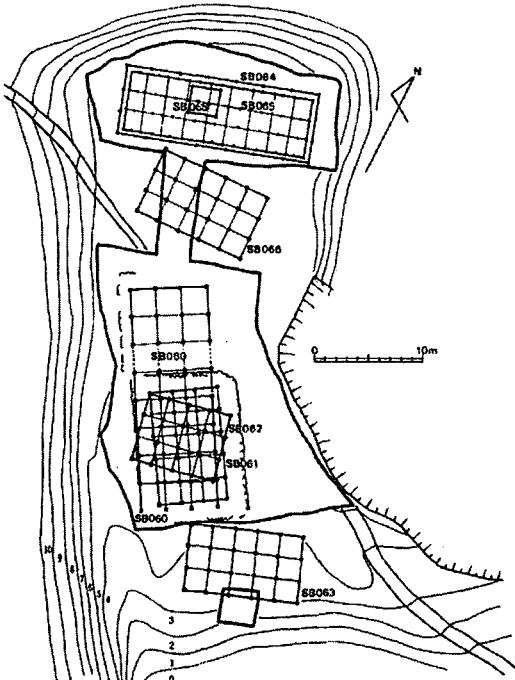


図9 大野城跡主城原地区建物配置図

(特別史跡大野城跡Ⅲ 1979福岡県教委委員会より抜粋)

しかしながら海外の緊張関係が緩んで、築城期掘立建物の耐用年数が過ぎた 7 世紀末において、大宰府が繕治した建物の用途は、営舎でなく、SB65 のような大規模な長倉（法倉）であったと考えられる。大野城主城原地区では SB64（掘立側柱営舎・大野城築城期）→SB65（掘立総柱長倉・大野城繕治期）の変遷が指摘されており、礎石総柱長倉である SB60 は SB65 の後に建築されたと推定される。鞠智城で SB60 建物と同様の平面形式で同じような版築基壇を持つ礎石総柱建物である鞠智城 49 号建物も同様な意図のもとに動用倉庫（法倉）として建設されたと考えられ、その建造時期は 8C 前期と推定される。

2 鞠智城 11・12 号建物

鞠智城 11 号は 6 間×5 間の総柱建物であるが、中の 4 間×3 間の柱が礎石建で、四周の側柱は掘立柱で礎石と掘立柱を併せ持った建物である。11 号の西側 10.2m（34 尺）の所に礎石・掘立柱併用総柱である 12 号がある。また 12 号の北には 12 号と平行方位を同じくする 4 間×3 間の掘立総柱の 13 号がある。この 3 つの建物跡は軸方向が同一で、セットの建物群と推測される。

11 号・12 号とも礎石は丁寧な版築地業の上に据えられて、縁部の掘立柱の堀形は長軸 130～170 cm、短軸 120cm～170cm の方形で柱穴の深さは 55cm 前後で、柱径は 35cm 前後、柱の埋土は最大 8 層の丁寧な版築である。11 号の南側 180 cm の位置に長さ 5.5m 深さ 37～57cm の雨落溝が検出されたため、1 間幅の四周部分は長期間、屋根が掛かっている、いわゆる庇屋根が想定される。11 号掘方からは 7 世紀後半坏蓋、12 号建物掘方からは 8 世紀後半高台付碗が検出され、これらの 2 棟は他の倉庫とは性格を異にする。

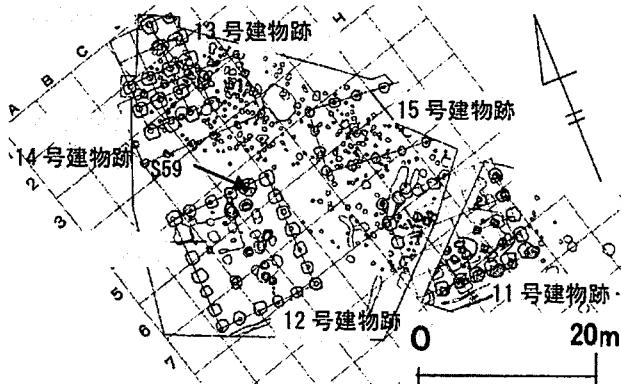


図 10 11～15 号建物群平面図

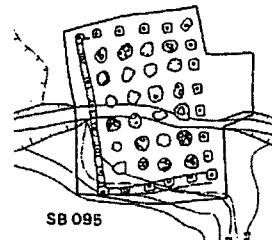


図 11 大野城 SB95

大野城跡には鞠智城と同じく周囲に掘立側柱を持つ礎石建物が 7 棟ある。

村上地区 SB095 建物は村上地区の広い平坦地にあって、3 間×5 間の礎石総柱建物の四周を 1.8m（6 尺）幅で掘立柱が囲む鞠智城 11 号・12 号と類似する構造の建物で柱間は平行、梁間とも約 7 尺であった。調査の当初は、周囲の雨落ち溝と思われた遺構の下から掘立柱穴が検出された。礎石軸と掘立穴軸は一致しており、同時に建築されたと考えられる。

掘形は一辺が約 1m の隅丸方形で深さ 60～80 cm、柱根はなく抜き取り穴がある。

のことから SB95 は当初四面庇の高床建物が想定され、鞠智城 11・12 号と類似する構造を持つ。両者の違いは、鞠智城 11 号の雨落溝が側柱より外 1.8m の距離にあるのに対して、大野城 SB95 の雨落溝は掘立側柱が撤去された後に側柱の位置に検出された点である。これは鞠智城 11 号が四面庇高床建物として建築された後、長期間当初の形式を保ちながら使用されていたのに対し、大野城 SB95 は、当初四面庇高床建物として建築された後、掘立柱が立ち腐れる前に引き抜き、5 間×3 間の建物として使用されていたことを示している。すなわち 5 間×3 間総柱+側柱建物→5 間×3 間総柱建物という時間軸による変遷が見られるのに対し、鞠智城 12 号では、側柱の腐った柱根を切り取って礎石に置き換えた跡も見られ、四方庇建物が長期間使用され続けたことがわかる。

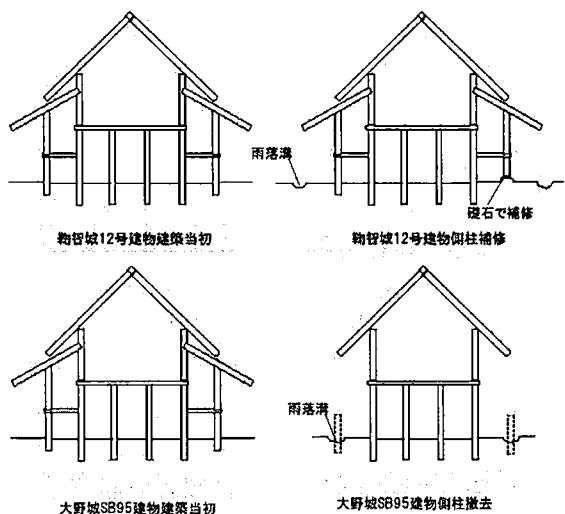


図 12 大野城 SB95 と鞠智城 12 号の構造の変遷

3 鞠智城 20・21・22・23 号建物

22・23 号は 20・21 号の前身建物である。このうち 22 号は 4 間×4 間、23 号は 4 間×6 間、20 号は 4 間×3 間、21 号は 4 間×3 間で、桁行きも 20 尺を超える礎石総柱建物であることから、『和泉監正税帳』に記述された板倉と考えられる。上層建物の 20・22 号の柱間は 8 尺で統一されているのに対し、前身建物の 22・23 号の梁行の柱間は 4.8 尺と狭くなっている。規模や規格が一定しない 22 号（4 間×4 間）23 号（4 間×6 間）から 4 間×3 間の規格を持つ 20 号・21 号への時系列的変遷をみることができる。

鞠智城の礎石総柱建物で梁間・桁行が確定できる 18 棟の内 4 間×3 間の建物は 20・21・36・59・72 号の 5 棟である。このうち 36 号の地業穴からは 9C 代の高台付き土師器が出土しており、72 号の出土遺物から 9C 後半を下限とする年代が推定されている。また 20・21 号には火災の痕跡が残り、「文徳実録」天安二（858）年の「不動倉十一宇火」の記載との関連も考えられる。すなわち、鞠智城の 4 間×3 間建物は 8C 末以降に建てられたと推定できる。

4 鞠智城 30・31・32・33 号建物-八角形建物群

31 号（掘立二重）は 30 号（礎石二重）に先行し、32 号（掘立三重）は 33 号（掘立三重）に先行する。このように 2 棟の八角形建物をセットで有するものは朝鮮半島では三国時代に存在したと考えられる二聖山城および高句麗中期の首都近郊の丸都山城においてみることが出来る。

「韓国の二聖城について・・二聖城視察報告 鞠智城跡代13次調査報告 1992」に、東側の二重に柱礎石が周る九角形建物が天壇、西側の三重に柱礎石が周る八角形建物が地壇・社稷と考えられていたと記載されている。また二聖山城には十二角形の建物遺構もあり、祭祀遺構と推定されている。一方丸都山城では長大な礎石建物群とともに八角形建物が東西に並んでいる。

鞠智城八角形建物の柱が中心から放射線状に配置されるのに対し、丸都山城跡八角形建物は直行軸に柱が配置される。

日本における八角形建物跡の事例としては前期難波宮跡の内裏南門の東西の一対の八角建物（7C中期）が挙げられる。東西の建物とも掘立三重であるが三重の柱のうち二重目と三重目の柱列の掘方（柱穴）が一列目の柱列に比べて小さく、

また二列目と三列目の間隔が狭いため、八角形建物は一重で二重目、三重目は縁庇的なものと推定される。

現存する八角形建物は法隆寺東院夢殿（739年）を嚆矢とし、奈良時代に創建されたものは栄山寺八角堂、法隆寺西円堂（再建）、興福寺北円堂（再建）があげられる。

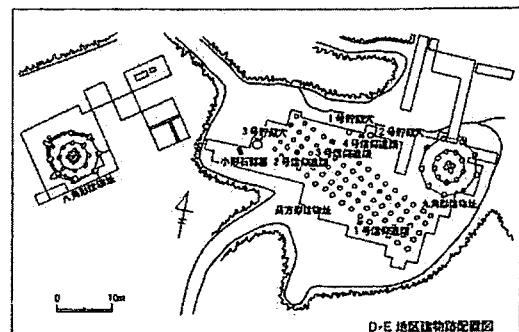


図 13 漢陽大学校博物館叢書第 5 輯『二聖山城』1987

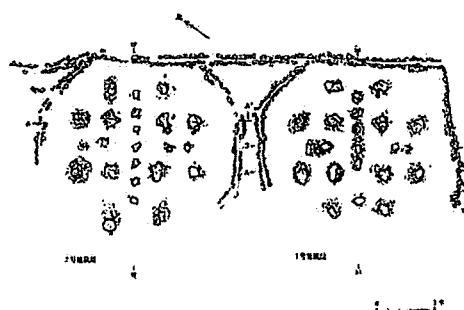


図 14 丸都山城八角形建物跡柱配置

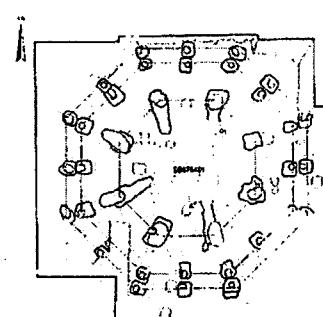


図 15 前期難波宮跡東八角殿

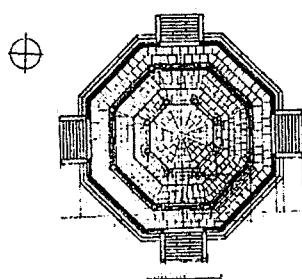


図 16 法隆寺東院夢殿平面図

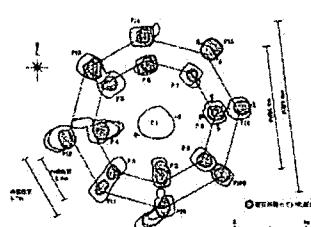


図 17 鞠智城 30・31号建物

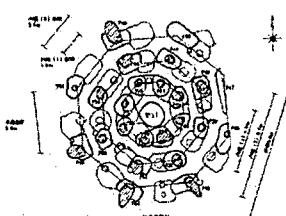


図 18 鞠智城 32・33号建物

5 鞠智城 62・63号建物

60号・61号・62号・63号は、いずれも大型掘立側柱建物である。

62号建物と63号建物の主軸が直交し、梁行の柱間が6.5尺で共通しており、セットの建築群と考える事が出来る。この2棟からは、遺物の検出がなかったことから、穎倉とも考えられるが、館舎が立ち並んでいたと考えられている米原地区に近接する地域に位置することから管理用建物の可能性も否定できない。

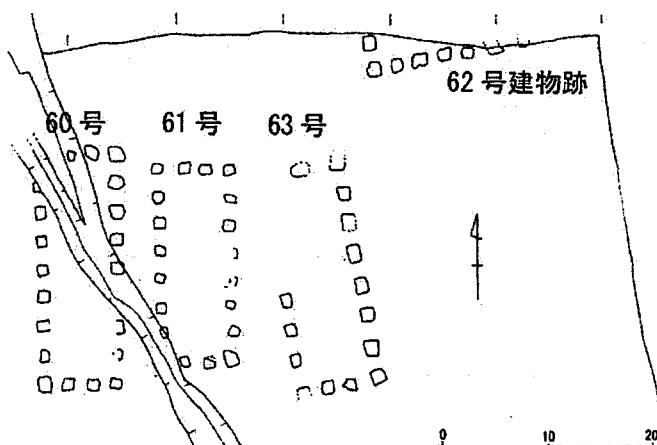


図19 60～63号建物平面

6 鞠智城 45・46・47・48号建物

45号～48号は長者原西側の丘陵地（長者山）に建つ礎石総柱建物で共通する主軸を持つ建物群である。

建物の規模等から長者山西側の69号・70号・72号を含めて板倉の不動倉群と考えられる。また45号は72号の上層に建てられていることから46・47・48号より建造年代が下がり、終末期の小規模な板倉と推定できる。

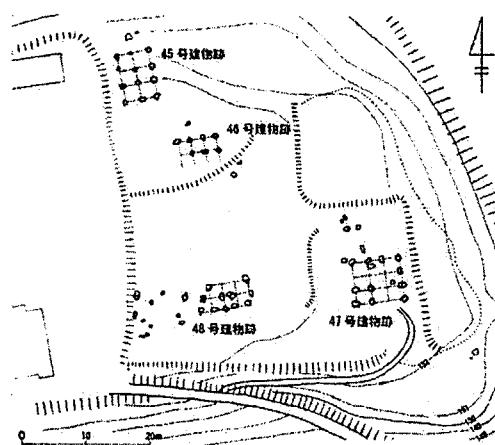


図20 45・46・47・48号建物平面

7 鞠智城 24・27号建物

24・27号は桁行に間仕切があり、端部一間に庇様の区画を持っている。

大野城跡で類似する建物は主城原地区SB80である。SB80は2間×7間以上の側柱建物で南から2間目に間仕切があり、南側2間部分に炉跡があることから、営舎的な性格が推定される。

同様に鞠智城24・27号も同様な営舎的な建物で、終末期の鞠智城が小規模な郡倉とその南側の傾斜地に見張場的な営舎を持っていたと推定できる。

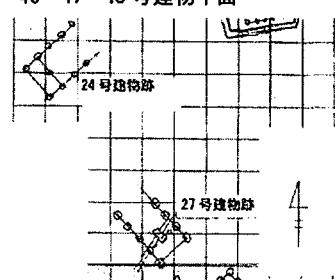


図21 24・27号建物平面

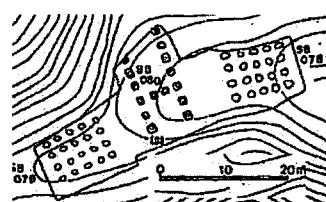


図22 大野城 SB80

8 鞠智城のセットの建築群

鞠智城の建物は、主軸や構造を同じくするセットの建築群が見られる。その典型的な建築群が下記の建築群である。セット建物には建築年代の前後関係が見られる

- (1) 11・12号 磁石・掘立柱併用建物 11号→12号
- (2) 20・21・22・23号 磁石総柱建物、22・23号→20・21号 (3間×4間)
- (3) 30・31・32・33号 八角形建物、31号→30号、32号→33号
- (4) 62・63号 堂庁的な直交軸を持つ建物
- (5) 20・21・36・59・72号 3間×4間磁石総柱倉庫 (8C末頃以降)
- (6) 45・46・47・48号 磁石総柱倉庫群 (45号は終末期)
- (7) 24・27号 掘立側柱で端部に区画を持つ (終末期)

また49号は、大野城の磁石長倉SB60と類似している。大野城の建物の変遷を、掘立側柱→掘立長倉→磁石長倉→磁石掘立併用倉(磁石部分3間×5間)→磁石3間×5間倉とすると、49号は磁石長倉にあたり、建造時期は磁石建物の開始時期である8C初期が想定できる。

第4章 鞠智城の建物の建造時期と存続期間

1 鞠智城建物の建造時期

鞠智城建物の建造時期と存続時期を検討する前に、鞠智城跡の出土土器の画期毎の量を比較し検討した資料がある。(鞠智城跡II 第VI章 総括 P472)

資料によれば、出土土器の第1の画期は7C第3四半世紀で、第2四半期以前に比べて出土土器数が倍増する

第2の画期は7C第4~8C第1四半期で、須恵器の出土がピークを迎える。

第3の画期は8C第2、3四半期で、土器が存在しない空白期である。

第4の画期は8C第4四半期で、再び須恵器が使用される。

第5の画期は9C第1、2四半期で、須恵器は存在せず、少量の土師器のみ出土。

第6の画期は9C第3、4四半期である。この時期に「鞠智城院の兵庫の鼓自ら鳴る。同城不動倉11宇火」(文徳実録 857年)の記事があるが、第1の画期に次ぐ土器使用量第2のピークを迎える。すべて土師器である。

第7の画期は10C第1、2四半期である。再度空白期を迎える。

第8の画期は10C第3四半期である。このころには鞠智城は廃絶し、別の目的で土器が使用された。

* 「鞠智城跡II」(2012年3月 熊本県教育委員会)

では7C第4~8C第1四半期を土器編年の第1の画期とし、

第2:8C第2、3四半期、第3:8C第4四半期・・・と記述されている。

本論では、鞠智城創建期(7C第3四半世紀)を第1の画期とし、以下

第2の画期は7C第4~8C第1四半期・・

として記述している。

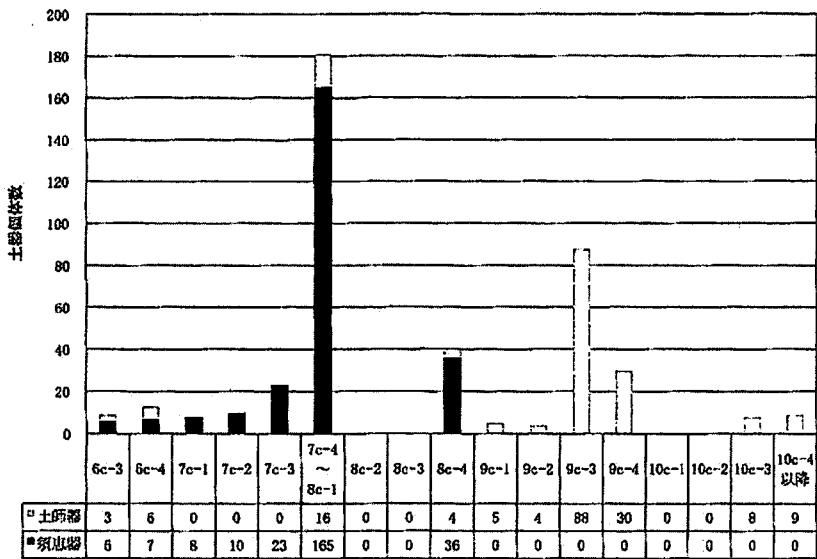


図 23 鞠智城出土土器の時期別数量比較図

鞠智城は、7C 第 3 四半世紀に水城・大野城・基肆城等の大宰府都城の築城と前後して築城されたが、新羅使・唐使の相次ぐ来朝による東アジアの政情の安定化に伴い、本格的対外防衛網の整備を目的として文武 3 (698) 年から大野城・基肆城とともに繕治された。天平宝字 2 (758) 年、唐で安禄山の乱が報じられ、新羅が日本の使節に無礼をはたらいたとして対外的な緊張が高まり、藤原仲麻呂は大宰府をはじめ防備を厳にすること命じ、鞠智城に於いても礎石倉庫等の建設が再開された。9C からは新羅との緊張は緩み、鞠智城は朝鮮式山城としての機能から、天安二(858)年文徳実録による「城院」、貞觀十七 (875) 年三代実録による「郡倉」の呼称に見られるように、郡倉として機能に変化した。日本と東アジアの関係と鞠智城の土器出土量の画期、鞠智城建物の構造別の建造時期と存続時期は、深い関係が見られる。

鞠智城建物の建造時期と存続時期を、発見された建築跡を切り合い関係や出土遺物から、8 世紀第 2、3 四半世紀の空白期を挟んで下記の 5 期に分類した。

- ・創建期 7C 第 3 四半世紀 鞠智城が築城された時期
- ・繕治期 7C 第 4～8C 第 1 四半世紀 大野、基肆、鞠智の三城繕治の時期
- ・空白期 8C 第 2, 3 四半世紀 鞠智城の建設活動が停滞した時期
- ・再開期 8C 第 4 四半世紀 磚石倉庫等の建設が再開された時期
- ・終末期 9C 第 1 四半世紀以降 鞠智城が菊地郡倉舎に変化し、倉庫の屋根も草葺となり天安二(858)年の不動倉十一宇火（文徳実録）の記述以降、歴史の舞台から姿を消していく時期

表 7 に鞠智城の各建物の建設時期と各建物の耐用年数や火災等による存続期間を示した。

表 7 鞠智城の建物の建設時期と存続期間

創建期	繕治期	空白期	再開期	終末期
○1号 →				
□2号 → ...				
	□3号 → ...			
?4号 → ...	○5号 → ...			
□6号 → ...				
□7号 → ...				
	□8号 → ...			
□9号 → ...				
	□10号 → ...			
	▲11号 → ...			
			▲12号 →	
	○13号 → ...			
□14号 → ...				
□15号 → ...				
	□16号 → ...			
	□17号 → ...			
□18号 → ...				
	□19号 → ...			
			●20号 → 火災跡	
			●21号 → 火災跡	
	●22号 → 火災跡			
	●23号 → 火災跡			
			□24号 → ...	
			○25号 → ...	
			□26号 → ...	
			□27号 → ...	
			□28号 → ...	
			□29号 → ...	
	○31号 → ●30号 → ...			
	○32号 → ○33号 → ...			
	●34号 → ...			

創建期	繕治期	空白期	再開期	終末期
			●36号 → ...	
	○38号 → ...			
○40号 → ...				
			□41号 → ...	
				○42号 → ...
				●45号 → ...
			●46号 → 火災跡	
			●47号 → 火災跡	
			●48号 → 火災跡	
	●49号 → 火災跡			
			●50号 → 火災跡	
		○52号 → ...		
				○53号 → ...
			○54号 → ...	
		□55号 → ...		
				●56号 → ...
				□57号 → ...
			□58号 → ...	
			●59号 → ...	
			□60号 → ...	
				□61号 → ...
	□62号 → ...			
	□63号 → ...			
			●64号 → 火災跡	
	●65号 → ...			
	●66号 → ...			
			●67号 → ...	
○69号 → ...				
○70号 → ...				
	□71号 → ...			
			●72号 → 火災跡	

凡例 □ : 挖立側柱 ○ : 挖立総柱

▲ : 挖立側柱・礎石総柱併用

● : 矩石総柱

2 創建期の建物群

創建期は7世紀の後期、鞠智城が造られた時期である。長者原の台地の中央部に動用倉庫と思われる掘立柱の側柱建物が数棟（1・6・7・9号建物）、長者山の頂部に高床倉である掘立柱総柱建物2棟（69・70号建物）が見られる。長者原の動用倉庫群の東端と北端の突出部に比較的規模の大きい掘立側柱建物である18号と15号建物があるが、倉庫群との位置関係から営舎的な機能が考えられる。また、長者原東側の小高い丘陵部にも掘立総柱構造の40号建物が存在する。創建期建物は緊急の建設を要したため、すべて掘立柱で建てられたと思われる。

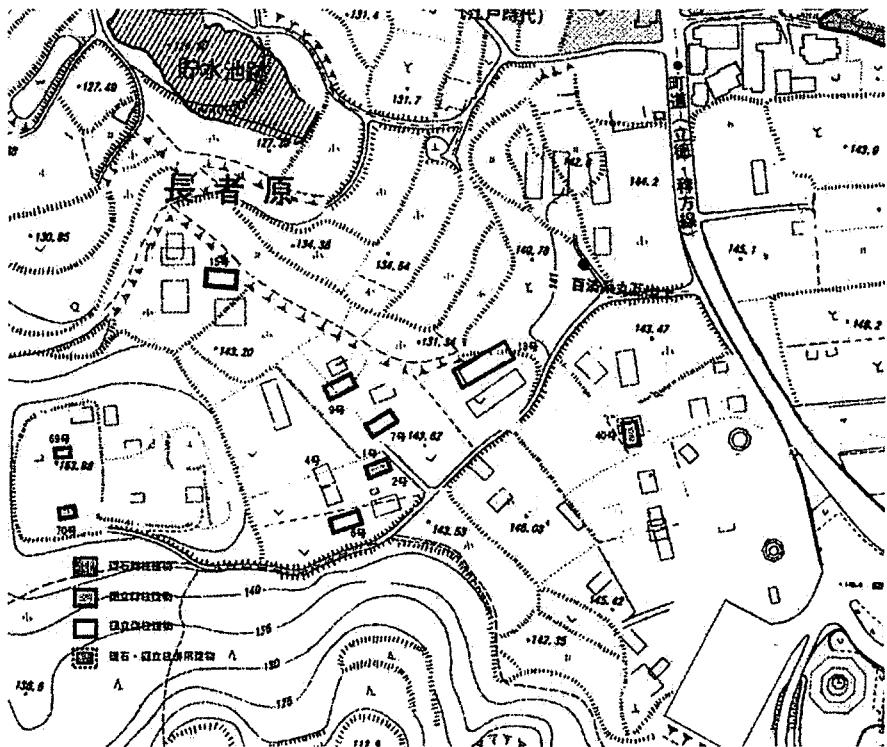


図 24 創建期の建物群

3 繕治期の建物群

繕治期は「続日本紀」に「大宰府をして大野・基肆・鞠智の三城を繕い治めしむ」と記述された文武二(698)年から8C第1四半期にあたる。創建期に建てられた建物のうち、高燥な長者山に建てられた高床倉庫(60・70号建物)をのぞけば、掘立建物が耐用年数を超え建て替えが必要な時期であった。一方、東アジア情勢の緊張は解け、国内では、中央集権的な律令制が布かれ、鞠智城は大野城や基肆城とともに長期的な防衛・備蓄を目的とした大規模な城としての機能を求められた。また、九州中央部に位置する鞠智城は、当時律令制による統治が及んでいなかった薩摩・大隈への軍団出兵の兵站基地としての機能を負っていたことも考えられる。

長者原の動用倉庫である屋（3・5・8・10号建物）が建て替えられ、大規模な動用穀倉である礎石総柱構造の長倉49号建物も建てられた。

東側丘陵には南から北に向かって 23・22・34・66 号の礎石総柱建物が一列に並び、丘陵の北端に総柱建物群と主軸を同じくする掘立側柱の 63 号建物と直行する主軸を持つ 62 号建物が建てられた。また総柱建物群と並行して 2 棟の掘立八角形建物 31・32 号建物が建てられたが焼失し、8C 初期には 31 号の掘方の上に礎石を据えた 30 号八角形建物と 32 号建物の後に中心を動かさずに反時計廻りに 23.5° 回転させた 33 号掘立八角形建物が建っていたと考えられる。

長者原の動用倉庫群の北端には、創建期の 15 号と主軸を同じくする掘立側柱の 14 号建物が建て替えられ、内側が 3 間×4 間の礎石総柱で、外周に掘立柱で支えられた庇を持つ 11 号建物が建てられた。11 号建物の外周庇は大野城 SB41, 42, 43, 09, 10, 95, 96 建物にも付随しているが、大野城では掘立側柱が引抜かれ、本屋根の雨落溝となっているのに対し、鞠智城 11 号では、掘立側柱が存続し、さらに同様な庇を持つ 12 号建物に建て替えられている。外周庇空間が、倉庫への搬入の作業空間であったとすれば、大野城では搬入作業が早めに不用となり、これらの倉庫が不動倉化したのに対し、鞠智城では再開期に至るまで、搬入作業の必要な動用倉があったと考えられる。このことから、鞠智城では繕治期から再開期までの長い期間、補給等の機能が維持されていたとも考えられる。

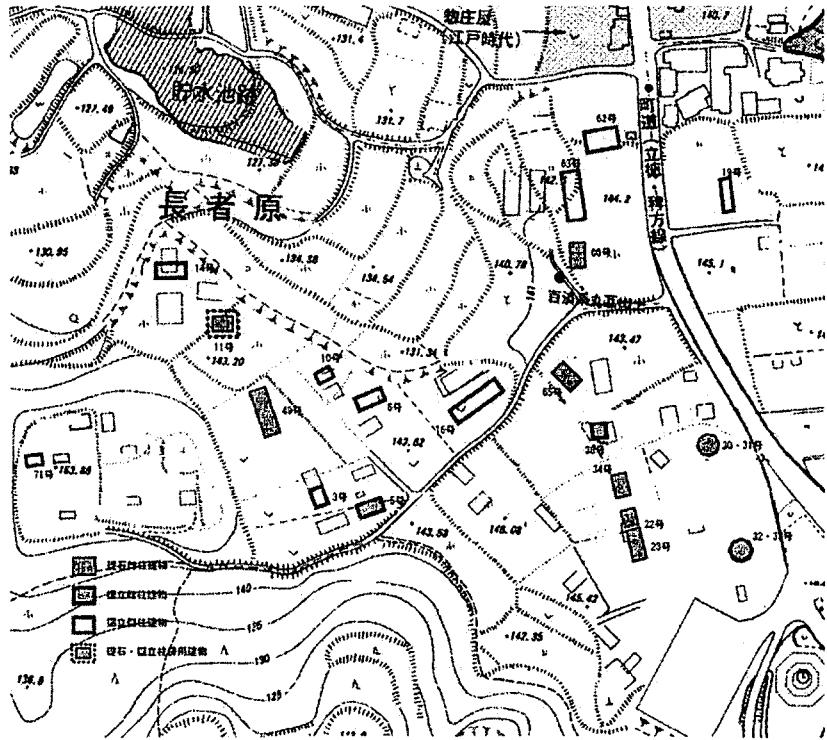


図 25 繕治期の建物群

4 再開期の建物群

8C 第 2, 3 四半期の空白期には鞠智城における建築は停滞し、小規模な管理のみが行われていたと考えられる。その間に掘立建物の大部分の柱根が朽ちて、鞠智城に見られるのは礎石建物

(22, 23, 30, 34, 49, 65, 66 号)、及び礎石掘立併用の 11 号建物であったと考えられる。

8C 第 4 四半世紀から、東アジア情勢の緊迫化に伴い鞠智城における建設活動が再開し、22・23・34 号礎石総柱建物の

跡に 20・21・36 号が再建され、

66 号の後に 64 号の礎石総柱建物が再建された。

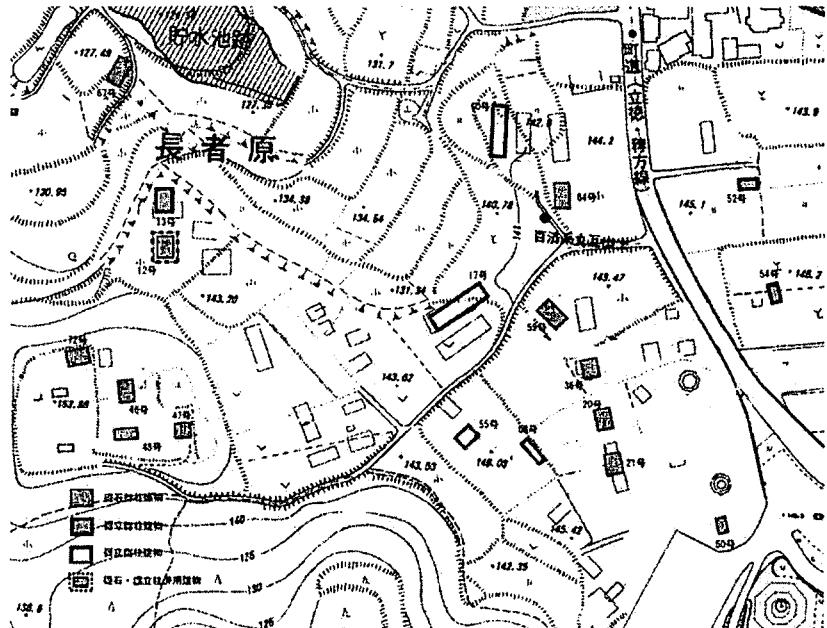


図 26 再開期の建物群

長者山に長者山西側の 69・70 号掘立総柱建物に替り、46・47・48・72 号礎石総柱建物群が建てられる。

また、長者原から標高差 15m 程下った貯水池の側に礎石総柱の 67 号建物が建てられた。

長者原東側の繕治期礎石倉庫群の後に礎石倉庫群が再建され、高床倉庫群を囲むように側柱倉庫群が配置された。また西側長者山にも礎石倉庫群が再建された。また 11 号の跡隣に礎石掘立併用建物である 12 号建物も再建された。

5 終末期の建物群

「文徳実録」に記載された天安二（858）年の「不動倉十一宇火」以降は、東側丘陵地の礎石総柱高床倉庫の建て替えはわずかに 56 号の一棟で、火事跡地に側柱の小規模な建物が建てられたにすぎない。小規模な倉庫群の南側に見張場的な庇を持つ 24・27 号建物が建てられている。

これは、鞠智城の南側土塁や西側土塁を防衛線とする古代山城としての機能が 9C 第 2 四半期には消失し、小規模な郡倉とその管理倅的な施設へ変化していることを示唆している。20・21・46・47・48・64 号建物には火災の痕跡があり、「文徳実録」天安二（858）年の「不動倉十一宇火」の記載との関連も考えられる。

